

平成 28 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 16 日

江南市議会厚生文教委員会会議録

---

平成28年9月16日〔金曜日〕午前10時00分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

議案第97号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号 平成27年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第101号 平成27年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第102号 平成27年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

請願第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請願第9号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書

請願第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

請願第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書  
行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長 森 ケイ子 君 副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 河 合 正 猛 君 委員 野 下 達 哉 君

委員 古池勝英君

委員 伊藤吉弘君

委員 中野裕二君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議員 尾関昭君

議員 山登志浩君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君

議事課長 高田裕子君

主査 長谷川崇君

主任 梶浦太志君

---

説明のため出席した者の職、氏名

教育長

村良弘君

健康福祉部長

丹羽鉦貢君

教育部長

菱田幹生君

高齢者生きがい課長

石黒稔通君

高齢者生きがい課主幹

町野吉美君

高齢者生きがい課副主幹

栗本真由美君

高齢者生きがい課主査

葛谷美智子君

高齢者生きがい課主査

中山綾子君

高齢者生きがい課主査

安田裕一君

子育て支援課長

中村信子君

子育て支援課主幹

鵜飼篤市君

子育て支援課副主幹

大脇信之君

福祉課長兼基幹相談支援センター長

貝瀬隆志君

福祉課主幹

仙田隆志君

福祉課主査

瀬川雅貴君

福祉課主査	土 谷 武 史 君
福祉課主査	大 池 慎 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江理子 君
健康づくり課主幹	鵜 飼 智 恵 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課副主幹	長谷川 真 子 君
健康づくり課主査	須 賀 智佳子 君
保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	前 田 茂 貴 君
保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
保険年金課主査	岩 田 麻 里 君
保険年金課主査	藤 田 明 恵 君
保険年金課主査	加 藤 あかね 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	瀬 上 圭 太 君
教育課主査	佐 々 恵 君
教育課主査	岡 山 奈穂美 君
教育課主査	千 田 美 佳 君
生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君

生涯学習課主査

田 中 元 規 君

行政経営課長

村 瀬 正 臣 君

行政経営課主幹

平 松 幸 夫 君

行政経営課主査

山 口 尚 宏 君

○委員長 それでは、昨日に引き続き厚生文教委員会を開きます。

---

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち  
健康福祉部  
教育委員会事務局  
の所管に属する歳入歳出

○委員長 議案第96号を議題といたします。

健康づくり課の質疑に入ります前に、福祉課のほうから答弁訂正があるということですので、お願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 貴重なお時間を拝借いたしまして、申しわけございません。1件答弁の訂正をさせていただきたいと存じます。

昨日、決算認定の質疑の中で、情報センターで月1回行っておりますピアカウンセリングにつきまして、今後、成果報告書へ載せていきたいという旨の答弁をいたしました。現在、この事業は市として正式な事業としての位置づけがされておるものではないので、実際には本人さんの申し出、ピアカウンセラーの資格を持った御本人さんの熱意によります申し出によりまして現在のところは試験的に場所の提供をするという形で行っておるものでございますので、成果報告書への記載というところは現在難しい状況でございます。

ただ、障害を持った当事者が相談が受けられるということで、相談に来られる方も非常に話しやすいといったようなメリットがあるということも十分に認識をしておるところでございますので、今後も広報などでの周知、それから予約の受け付けなど、バックアップは行っていきたいと考えておりますということで、答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、健康づくり課についてお願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、健康づくり課所管の平成27年度一般会計会計決算について御説明を申し上げます。

まず初めに、歳入について説明させていただきます。

決算書の68ページ、69ページをお願いいたします。

68ページ、69ページの中段になります。

12款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入を初め5項目でございます。

次に、はねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

13款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、下段のほうになります。健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段になります。

13款4項3目1節保健衛生費交付金、備考欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、76ページ、77ページでございます。

中段になります。

14款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、未熟児養育医療給付費負担金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページになります。

14款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康増進事業費補助金を初め4項目でございます。

少し飛ばしまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段になります。

19款4項1目1節保健衛生費受託事業収入、備考欄、特定保健指導受託収入でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

19款5項2目7節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康診査実費徴収金を

初め2項目でございます。

同じページの12節雑入でございます。備考欄は90ページ、91ページになります。91ページの上から13行目、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費を初め5項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

220ページ、221ページをお願いいたします。

220ページ、221ページの中段でございます。

4款1項保健衛生費、1目健康づくり費、こちらの221ページ備考欄の事業といたしましては、健康管理事業から、230ページ、231ページ、こちらの備考欄、保健センター維持・管理事業、ここまでの全16事業が該当いたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　決算書225ページと、それから主要施策のほうの183ページのところの予防接種についてお尋ねしたいと思うんですけれども、この予防接種の中で高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の助成金というのが出ております。こちらの成果報告書を見ると、高齢者の肺炎球菌ワクチンの、これはたしか5年ごとの節目ですよ、1回いいという形だと思っただけなんですけれども、50%強か、あるいはもうちょっと低いという形になっておりますので、実際に対象者がたくさんいらっしゃるんだけど、半分ぐらいの接種率にとどまっているというのがありますね。この辺はどのようにフォローされているのかということ。

多分これは何か送られて、次があなたですよというのが何か行くと思っただけなんですけれども、これは実際の接種の半分ですから、その後のフォローとか何かされているのかというのが1つと、それから同じページで高齢者のインフルエンザなんですけど、65歳以上が60%弱ということで、60から65歳未満の95%に比べたら非常に少なくて、年齢が上がっていけば、特に高齢者の方のインフルエンザ、非常にかかることが、予防しなくちゃいけない部

分だと思えるんですけども、これもたしか何か助成金が出ていると思うんですけど、ちょっと低いんじゃないかなと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えかということとか、どういう対策を練ってらっしゃるか。それを2点お尋ねしたいと思います。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　高齢者用肺炎球菌につきましては、現在のところ定期接種と、その他任意で接種していただく方法の2つの方法をとっております。定期接種が始まる以前から任意接種の助成のほうはしておりまして、その任意接種の対象者が、75歳以上で定期接種の対象とならない年齢の方で、今までに肺炎球菌の予防接種を打っていない方というのが条件になっております。

定期では5歳ごとの節目の方に個別通知で予診票を送らせていただいておりますので、過去に打ってみえる方も中にはいらっしゃいますので、かかりつけの先生に御相談の上、そこを確認していただいてから接種していただくようにというような注意は促しております。

はざまになっております年齢と、それから受診を逃した方につきましては、今のところの対応は任意のほうで受けていただくほうの対応になっておりますので、そのあたりは、かかりつけの先生に御相談していただくか、あるいは市のホームページ、広報等で周知をさせていただいておりますし、個別には電話相談とか窓口相談なども入ってきております。

あと、インフルエンザの対象の65歳以上の方の接種率が低いのではないかとこのところですが、こちらにつきましても、インフルエンザについては実施期間が定められております。流行期に抗体がついている時期に接種をしていただくようにということで、昨年までは11月から12月の2カ月間でございましたが、ほかの市町の状況を見ますと、今年度から高齢者の定期予防接種も県から広域化になったこともございまして、ほかの市町との状況を確認しましたところ、10月から開始している市町も多くございましたので、昨年度来から尾北医師会と協議をしていった中で、今年度は10月15日からということで、半月ですけれども早めて実施することが可能となりましたので、そのあたり、実施期間が少し延びたことで接種率のほうも上がってくるのではないかとというような期待は今しているところでございます。

接種漏れの方につきましては、こちらも広報、ホームページ等での周知と、あとはインフルエンザにかからないようにという感染予防というところのPRも同時にしているところでございます。

- 野下委員　確認もお願いします。今の対策等もわかりましたが、肺炎球菌については、節目をちょっと逃してしまった方に対して、市独自で何か助成金とか、その辺を確認させてください。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　市の助成は、先ほど答弁しました定期接種が始まる以前から市の任意接種での助成というのはいたしておりましたので、そのまま任意接種の方への助成は継続しております。ただし、75歳以上という年齢の区切りがございますので、若い年齢の方に関しましては、その助成が受けられないという状況でございますので、節目になるまでの4年間、66歳の方であれば70になるまでお待ちいただかないといけないという状況はございます。
- 野下委員　幾らでしたかね、済みません。
- 委員長　任意の場合の補助率。
- 野下委員　幾らですか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　肺炎球菌の平成27年度の1件当たりの委託料が、8,139円の委託料になっております。自己負担金が、任意の場合は4,000円、定期の場合は2,000円というふうに決めさせていただいて、自己負担を払っていただいております。
- 野下委員　ありがとうございます。
- 伊藤委員　225ページの最上段の健康マイレージ事業ということで、また成果報告書のほうが182ページに健康推進事業と、その中にもマイレージ事業があるんですけども、一般質問のときに出ていたとは思うんですけども、余りにも目標値に対して実績値が低いということで、そのところは多分、昨年10月から始めたばかりということで、そういうこともあろうと思えますし、そうした中で協力店も少ないような気もいたしますし、この辺のところ再度、対象年齢とか、実際参加された方の年齢層というのはわかりますか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　平成27年度、170名の方が、まいかカードと交換され、特典を受けられる方となっております。その年齢構成と

いたしましては、70歳以上が27%、60歳代が36.5%、50歳代が13%、40歳代が10%、30歳代が12%、20歳代が2%という結果でございましたので、一番利用していただいている年齢層は60歳代、36.5%、この年齢層でございます。

○伊藤委員 わかりました。その中でPRというのが非常に大事だと思うんですけども、老人クラブとか、その辺の高齢者教室ということもあるんですけども、その辺のところのPRというのはしっかりしてみえるんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 老人クラブに限定した周知というのはいたしておりませんが、一般向けということで、広報、ホームページ、それから対象イベント事業がございますので、その折に各課に協力していただいて、のぼり旗の掲示とチラシの設置等を御協力していただいております。

○伊藤委員 私の提案なんですけれども、市が主催する高齢者教室もございますし、そういった中で、こういうPRを、啓発だけじゃなくて、こういう健康マイレージ事業があるということをどしどしその場に行って、老人クラブとか市の主催の高齢者教室がありますので、そういうところに行ってPRして実績値をふやしていったほうが私はいいと思うんですけども、その辺のところも一度考えていただきたいと思うんですけども、どうでしょう。

○健康づくり課長兼保健センター所長 高齢者教室には保健センターの職員が毎年、講座のほうに講師として参加をさせていただいておりますので、その折を利用しながらよりPRできるように実施していきたいというふうに考えます。御意見ありがとうございました。

○伊藤委員 わかりました。こうしたいい事業がありますので、近隣市町も取り組んでみえるということですので、どしどしPRしていただきたいと思います。

あと、ここで1つ気になっているんですけども、参加賞として記念品というのを渡しているということなんですけれども、こういった記念品。

○健康づくり課長兼保健センター所長 平成27年度は防災グッズ5点セットというものをお渡ししました。予算が限られておりますので、その予算内で検討した上で購入しております。

○伊藤委員 防災セットというのはどういったものでしょう。

- 健康づくり課副主幹（長谷川） 済みません、答えさせていただきます。  
防災5点セットは、ポーチの中にアルミシート、マスク、緊急用ホイッスル、連絡がとれる緊急時の伝言ダイヤルの使い方のカードが入ったものになっております。
- 伊藤委員 わかりました。毎年、記念品というのは変えられていくものなんでしょうか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 毎年変えたものでお渡しするようにしております。
- 伊藤委員 わかりました。この辺のところ、皆さん調査していただいて、どういったものがいいということで、記念品目当てじゃないんですけども、記念品がいいから参加するという方も見えると思いますので、その辺のところも一度御検討をよろしくお願いします。
- 委員長 ほかにありませんか。
- 中野委員 229ページの一般不妊治療助成金についてなんですけれども、実績と昨年度の対比を教えてください。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 まず、実績について申し上げます。一般不妊治療費助成、平成27年度の実績は52組でございました。
- 委員長 昨年。前年比。  
暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時22分 開 議

- 委員長 再開します。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 助成実施数でございますが、平成26年度が48組、平成27年度が52組という状況でございました。
- 委員長 ほかにありませんか。  
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 それでは、ないようでありますので、続きまして保険年金課について審査をいたします。  
当局から補足説明がありましたら、お願いします。
- 保険年金課長 議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定

について、保険年金課に関する決算項目について説明を申し上げます。

最初に、歳入でございます。

決算書の70ページ、71ページをお願いいたします。

中段でございます13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の保険基盤安定負担金でございます。

1枚はねていただきまして、72ページ、73ページの下段でございます13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のち、保険年金課所管の基礎年金等事務費委託金初め2項目でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段やや下の13款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金のうち、保険年金課所管の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の保険基盤安定負担金初め2項目でございます。

同じページの最下段の14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金初め6項目と、はねていただきまして上段でございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金初め4項目でございます。

少し飛びまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

最下段でございます19款5項2目雑入、5節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費等徴収金初め、次のページに参りまして8項目でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページの中段やや上をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入のうち、保険年金課所管のコピー等実費徴収金初め2項目でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページの中段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、保険年金課所管の平成26年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

182ページ、183ページをお願いします。

下段、3款1項3目社会保障費の人件費等から、188ページ、189ページ下段の年金推進事業までの14事業でございます。

次に、214ページ、215ページをお願いいたします。

上段にございます3款2項2目医療費助成費の備考欄にございます福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

皆さんから出る前に、ちょっと一言、これは教えてほしいんです。

歳入の75ページに児童福祉費交付金の中に地方創生先行型ということで、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2,437万4,000円あるんですけど、これはどういう性質のものでしたっけ。

○保険年金課長 こちらは、子ども医療費助成事業の医療扶助費の一部として宛てがったものでございます。

○委員長 わかりました。

○伊藤委員 1点だけお聞きしたいんですけれども、成果報告書144ページの医療保険の健全運営というところですね。1点だけ、成果の状況の中で達成状況が特定健康診断実施率が84.5%、曇りマークということで、その右のページの145ページの11番に事務事業としてニーズが非常に高いということなんですけれども、ニーズが高い中で達成率が曇りマークになっているということで、今後の施策の展開の方針という中で、特定健康診断については実施方法や周知方法などの見直しを順次行って受診率の目標達成を目指すということなものですから、この実施方法や周知の方法の見直しというのを教えてほしいんです。

○保険年金課長 特定健診の受診率でございますけれども、実績値46.5%ということで曇りマークとなっております。しかし、県下では上位に位置するということで認識しておりますけれども、さらに医療費抑制等のためにも受診していただきたいということで、現在予定しておりますのが、特定健診の

未受診者への受診勧奨はがきを郵送することですとか、特に若年層で受診率がよくないということ把握しておりますことから、40から64歳の未受診者を対象に追加健診の実施を勧奨していくということですか、特に特定健診に伴うものですが、特定保健指導につきましても利用勧奨のほうを通知して医療費の抑制に努めていきたいということを考えております。

○伊藤委員 県下では低くないということなんですよ。たまたま全体に低いということの中で、江南市もやむを得ずに今のところはこういう数字達成率ということなんです。先ほど言われたいろんな方法をとって受診率を高めたいと、そういうことなんですよ。わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

○野下委員 子ども医療費についてなんですが、平成27年度決算では約4億2,000万の支出になっておりますね、今年度から中学校3年生まで全部という形になりますから、もうちょっとこれは実際的には上がると思いますが、この成果報告書のところがちょっと気になるところがあって、193ページの課題と対策の方法というのがあって、課題の中に医療費が増大することが予想されると。これは年齢が拡大されれば当然のことだと思いますが、その対応方法として、県が所得制限の導入は有力と考えられておりと、その動向を引き続き注視するという文面になっておりますけれども、これですともし県が所得制限を設けたら、それに準ずるといような意味合いもあるような気がしてしょうがないんですが、その前に例えば市として愛知県の県が持つ負担する年齢というのがずうっと変わってないですよ、ほとんど。今、何年生までというか何歳まででしたかね。

○保険年金課長 県の医療費の扶助ですけれども、扶助対象のほうは、入院のほうは中学校は卒業まででございます。そして、通院のほうは未就学児までというふうになっております。愛知県につきましては。

○野下委員 就学前で、ほとんどずっとなかなか拡充されてなくて、その分を各自治体が補填しているという流れになっておりますよね。多ければ多いほど国からまたいろんな制限が入っているという形も出てきていると思うんですが、所得制限をされちゃうと、それこそ県はその時点で行きどまりで、さらに所得制限をかけると。市のほうがもっともっと負担になってくる

とかいう形になってきて、対象者も所得制限をすると狭まってくるという形になりますので、今の時点から、難しいかもわかりませんが、まず県のほうの就学前までをもうちょっと高くしてもらいたいような形で、さらに要望等をしていただくということはぜひお願いしたいなと思いますので、これは要望としてお願い申し上げたいと思います。

○委員長 議会はもう既に意見書を出していますので、市のほうも対応していただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育委員会事務局教育課について審査をいたします。

この際、議案第96号について、教育委員会関係について委員として発言に加わっていきたいと思いますので、会議規則118条の規定により、委員長席を副委員長と交代させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副委員長 委員長にかわりまして、以後採決まで議事を進めます。

教育委員会事務局教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長 それでは、教育課の所管につきまして該当ページを説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

66ページをお願いいたします。

66ページ中段、12款1項7目教育使用料、1節小学校使用料、2節中学校使用料、4節保健体育使用料は、小・中学校及び給食センターの目的外使用料でございます。

続きまして、72ページをお願いいたします。

72ページ上段、13款2項3目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は、幼稚園就園奨励費補助金、2節小学校費補助金は、防衛施設周辺防音事業補助金ほか5項目、3節中学校費補助金は、防音事業関連維持費補助金ほか4項目でございます。

はねていただきまして、74ページをお願いいたします。

下段、13款3項5目教育費交付金、1節小学校費交付金は、学校施設環境改善交付金でございます。

続きまして、はねていただきまして78ページをお願いいたします。

下段、14款2項7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金は、放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

続きまして、はねていただきまして80ページをお願いいたします。

中段、14款3項6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託金ほか2項目でございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。

中段、15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金は、江南市教育文化振興基金利子でございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

84ページ中段、17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金は、江南市教育文化振興基金繰入金ほか1項目でございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

中段、19款5項2目雑入、10節学校給食センター給食費徴収金は、学校給食の徴収金でございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

上段でございます。19款5項2目雑入、12節雑入は、中学生海外研修派遣事業費負担金ほか3項目でございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。

上段、20款1項6目教育債、1節小学校債は、門弟山小学校の校舎改造事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして歳出を説明させていただきますので、310ページをお願いいたします。

中段からが教育費でございます。

310ページ中段から316ページ上段までが、10款1項1目教育支援費でございます。

続きましてその下、316ページ上段から322ページ下段まで、10款1項2目

教育環境費でございます。

その下、322ページ下段から332ページ中段まで、10款2項1目小学校費でございます。

その下、332ページ中段から342ページ中段まで、10款3項1目中学校費でございます。

少し飛びますが、364ページをお願いいたします。

364ページ中段から368ページ下段まで、10款5項2目学校給食費でございます。以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員　最初に、歳入の関係で67ページですけれども、本会議でも質疑がありました学校の駐車場の使用料ですけれども、小学校で571万6,500円、中学校で336万5,250円です。今、県下で、こういう目的外使用という形で使用料を取っているところというのはあるんですかね。

○教育課長兼少年センター所長　現在、愛知県下です。これは1年ぐらい前の調べでございますが、県内でこうした目的外使用料、駐車料金を徴収しておりますのは、名古屋市と扶桑町でございます。

○森委員　扶桑町は、江南市がこういうことをやり始めて、たしか扶桑町もということになったかと思うんですけど。県下で、先生方は江南市の学校に勤めるだけではなくて、この対応関係でいけば、岩倉市にも行かれるし、大口町にも行かれる、犬山市も行かれるという中で、江南市に来ると、毎月これが徴収されると。これ自身が非常に不公平というか、申しわけないというか、そういう扱いだと思うんですね。

もう1つ、学校の敷地の中をこういう形で、目的外使用という形でお金をいただくんですけど、学校の敷地の中で全部おさまっているんですか、先生の駐車場というのは。

○教育課長兼少年センター所長　今現在、全員希望されている先生方は敷地内でおさまっております。

○森委員　例えば保育園なんかの場合だと、保育園の周りにみずから借りて、

そこを皆さんで負担しているということがあるんですけども、実際に学校の敷地の中で可能であれば、これは前市長から始まったことでありましてけれども、市長もかわったところで改めていく必要があるんじゃないかと思いません。

それで、ただこの前の質疑を聞いていてちょっと疑問に思ったのは、駐車料金を2台か3台公用に使うということがあって、全体の料金をプールするような関係もあって、一人一人の先生から1,500円徴収しているのか、プールした金額で料金を徴収しているのか、どっちなんですかね。

○教育長 昨年度まで学校職員でございましたので、実態をお話しさせていただきますと、各学校が1,500円個人に、教頭が大体中心でありますけれども、集金係という形で各個人から1,500円ずつ集めると。ただし、小学校ですと4台ですね、それが緊急車両というような形で、その分は全員が年間で行きますと大体1回ずつは減免されるような形になるものですから、それで割り振りをして集めていくという形であります。ただ、学校によっては、今の答弁にもありましたように、全体、1年分を集めてしまうというケースもあるかも知れません。これは、あくまでも各学校にお任せされている部分だろうと思しますので、学校によって違うかもしれませんが、基本的には個人が毎月1,500円ずつ払っていくということでございますし、先ほど森委員がおっしゃったように、人事上の問題もないことはないと思っております。扶桑町や江南市へ行けば駐車料金が取られると、そういうようなこともありますし、その辺のところについては、教育委員会としてどうのこうのできる段階ではありませんけれども、市当局のほうへその辺のところは話をさせていただいているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○森委員 それぞれの学校のやり方ということはわかったんですけど、それを集めているのが、実質集めるのが教頭先生なり主任の先生なりですけど、名目的には校長先生が受領したということなんだけど、余り領収書も出ないというような話だったんで、公金としてここに納められているのに、そういう扱いでいいのかどうか。本来ならきちんとした江南市として領収書、あるいは一人一人が江南市に振り込んだとか、何らかのきちんと、校長先生を受領者になっていいものなのかどうかというのが非常に疑問に思ったんですけ

ど。

○教育課長兼少年センター所長　　今のお話でございますけれど、今現在、運用としましては、教育長がおっしゃいましたように、学校で取りまとめたいただきまして納付をしていただいております。市の3連の納付書を使っていたいただきまして納付していただいております関係上、その取りまとめた金額でもって領収書が発行されている状況です。これがお1人ずつ納付していただくということになれば、当然、お1人ずつ金融機関などで納めていただいた際には領収書が発行されるものと思いますが、今現在の運用としては、学校で取りまとめたいただきしている関係上、取りまとめの領収書が1枚出るだけというふうに認識しております。

○森委員　　それで、もう少し詳しくやってみないとわかりませんが、問題がないのかどうかということが1つですね。

それともう1つは、一応一般財源として入るわけでありましてけれども、先生方の気持ちからすると、本会議でもあったように、これが教育目的のために使われるというようなことであれば、これはまた一つの考え方かもしれません。だけど、教育に使われる費用というのは本来税金で行われるものでありますから、こういう変則の形で集めたお金ということではどうかなとは思いますが、百歩譲って、そういうようなことを目的として使っていくというような方向性で今まで検討したことはないんですか。

○教育部長　　これは、あくまでも目的外使用料ということでいただいております。これはほかの市の職員でも同じような形でいただいておりますので、あくまでも一般財源として取り扱っているということでございます。

○森委員　　一般企業でいうと、一般企業でいえば、駐車場というのは本来用意しておかなきゃいけないの、仕事していただく側が。それが江南市は、足りない部分については、例えば本庁の場合でも職員の皆さんが自分たちで駐車場を借りて、その分を払っている。当局の言い分で言わせれば、そうやってやっている人と、施設の中に入って、ほかの施設だとやれるところでは不公平だということで、変な理屈でこの駐車料金が徴収されるようになったわけですけど、本来でいけば企業が労働者のために駐車場を備えるというのは当たり前のことで、そういうことからいっても、この目的外使用料というの

は問題だというふうに思いますが、それは私の意見ですので、見解の相違ではなくて、確実に間違っていると思います。

それから、あと教育のほうで、327ページにコミュニティ・スクール事業ということで14万5,068円あります。この学校運営協議会は、これはたしか古知野西小学校と西部中学校ということだったと思うんですけども、学校運営協議会として正式に発足したのかどうか、その活動内容について教えていただきたいと思います。

- 教育課長兼少年センター所長　　今、委員おっしゃいましたように、現在は古知野西小学校と西部中学校、今、準備段階でございまして、今はまだ推進委員会というところの段階でございまして。正式に認定の予定は、平成29年度に正式に発足できればというふうに考えております。
- 森委員　　その平成29年度というのは、もう間もなくですけど、平成29年度に正式に発足の見込みというのはできた。
- 教育課管理指導主事　　平成28年度、本年度中に準備を整えまして、平成29年度から発足の見通しでございまして。
- 森委員　　その場合、今まで学校評議委員会とかいうのがあったと思うんですけど、それはどうなるんですか。その関係は。
- 教育課管理指導主事　　これは、それぞれの学校運営協議会の進め方によって変わっていくというふうにしてなっております。現在のところ、古知野西小学校、西部中学校におきましては、学校評議委員会の性格をそのまま学校運営協議会に移していく方向で動いております。
- 森委員　　活動が非常に複雑になってしまうと思いますので、そういう方法が私もいいかなというふうに思います。あとは、この間ずっと本会議の中でも指摘がありましたけど、学校運営協議会が発足して、学校と地域が一体となった地域づくり、学校づくりを進めていくということでコミュニティ・スクールという名称のままの感じだといいますが、かなり行き過ぎた感じで、学校の運営にかなり保護者の側から、言葉はきついで、介入するような、そういうニュアンスにもとれるような学校運営協議会の3つのテーマがあるんで、その辺のところが一番心配をするところですけど、その点についてはどうなんですか。どこかで、そういうふうにならないように歯どめをか

けるようなことはされてきているんですか。

- 教育課管理指導主事 学校運営協議会を設置していくに当たりまして、各校長とも十分に協議を進めておりますけれども、従来、校長が学校経営を行ってきました。それを枠組みの一つとして、校長に加え地域の皆さん方も加わった形で学校経営が今後されていくと。そういった中で、あくまでも校長が学校を運営していく主体であることは、これまで同様、変わりがないものですから、従来学校が行ってきた活動が今後も行っていけるものと思っております。

また、学校運営協議会が設置されることで、さまざまな地域の方の御意見が学校運営に取り入れやすくなっていくものですから、息の長い活動として、性急に何か変革を急激に求めていくといったことのないように、校長会を通して十分に話をしているところでございます。

- 森委員 あと、ことしから北部中校下というようなところでも進め始めているわけですが、その辺は進行状況はどうなんでしょう。
- 教育課管理指導主事 北部中学校、それから草井小学校、古知野北小学校の3校は今年度、それから平成29年度、次年度と2カ年かけて、学校運営協議会をその翌年から立ち上げていくべく準備をしているところでございますが、まだ今現状といたしましては、慎重にそういった準備をしていく推進委員会の委員を選定しているところでございます。

- 森委員 わかりました。余り押しつけにならないように、その辺のところ非常に気になりますので、じっくり意見を聞きながら進めていっていただきたいと思えます。

333ページに、工事請負費の中で下水道接続工事費ということで、古知野東ほか1校ということで1,818万7,200円とあるんですけれども、予算を確認しますと1,456万4,000円ということで、362万3,200円が予算よりもオーバーになっているわけですが、この原因というか理由は何なのか。古知野東小学校と、ほか1校とありますので、古知野東小学校と、もう1校と、それぞれで当初の予算と、それから実績を説明していただきたい。

- 教育課主幹（梅本） 下水道接続工事費に関する御質問ですけれども、ほか1校につきましては門弟山小学校になります。門弟山小学校と古知野東小

学校の2校の下水道接続工事を施工しております。

そして、先ほど御指摘のありました当初予算に比べて362万円多くなっているよというお話でございますけれども、これにつきましては、実は門弟山小学校のほうの下水道接続工事を執行するに当たりまして、工事費のほうの増加のほうが発生したため流用のほうを行っております。これが流用を……。

○森委員　　ちょっと済みません。先に数字を一つ一つ、古知野東の場合は幾らの予算、門弟山は幾らの予算というふうに言っていたほうがわかりやすい。

○教育課主幹（梅本）　　古知野東小学校の下水道接続工事につきまして、予算額といたしましては1,004万円でございます。門弟山小学校の接続工事、こちらのほうにつきましては452万4,000円、これが予算額になります。

契約額といたしましては、古知野東小学校の下水道接続工事費が1,009万8,000円となっております。そして、門弟山小学校の下水道接続工事につきましては808万9,200円でございます。

○森委員　　続けていただいて結構です。

○教育課主幹（梅本）　　工事のほうといたしましては、先に古知野東小学校の下水の接続のほう、これは下水の接続の関係で、こちらのほうが先行して行っておりまして、こちらのほうが工期といたしましては平成27年7月31日から平成28年2月26日となっております。

それで執行後、門弟山小学校のほうにつきましては、工期といたしましては、平成27年11月13日から平成28年3月18日ということで工事のほうを実施させていただきました。

そこで、門弟山小学校の下水道接続工事、こちらのほうを発注するに当たりまして、工事費のほうに不足のほうが生じまして、これにつきまして流用のほうを行っております。流用といたしましては、321万円のほうを流用いたしまして、執行額といたしましては815万4,000円ということで執行しております。

○森委員　　それで、その理由をさっき説明しかけて、私がとっちゃったんですけど。理由を。

○教育課主幹（梅本）　　不足の理由といたしましては、実は工事のほうの当

初の予算の段階ではプール排水の接続のほうの排水が見込まれておらず、学校の校舎棟のほうの下水接続ということで、正直申しますと、下水道への接続部分の箇所です。プール排水のほうに漏れておるといことが判明いたしました。これについて接続を行うということで、工事費の不足が生じたというところでございます。

○森委員 古知野東については、これも同じ下水道への接続ですけど、これはプールの排水は最初から予定をしていたと。

○教育課主幹（梅本） そうです。

○森委員 どうして門弟山は、何か当たり前の当然のことですけど、それが漏れてしまっていたんでしょうか。

○教育課主幹（梅本） 調査の段階では、校舎棟とプールの位置関係とかもございまして、離れた位置にあるというのもあるんですけども、そもそも見積もりを依頼した業者のほうに、勘違いと言ってはあれなんですけど、プール排水のほうの接続のほうをしなくても、プール排水については雨水のほうへ放流というふうにお考えであった面もあるみたいで、プール排水の接続について漏れていたというふうな形です。

○森委員 ただ、小学校にしろ、中学校にしろ、今までずっとやってきているわけでしょう。どうして門弟山だけが雨水につなげばいいなんていうことになったわけですか。

○教育課主幹（梅本） 詳細なところは正直不明なんですけれども、見積もりにつきましては複数者で行うということがございまして、会社が1者ではございませぬので、複数者で見積もって、たまたま見積もった業者について漏れが生じていたということでございます。

○森委員 もっとわかんない。数社で見積もっていて、要するに逆に言うと、ここの業者が一番安かったということでここをとったわけですよ。それ以外のところについては、もっと高かったかもしれないけれども、プールのほうは接続するということで入っていた。直接の担当じゃないかもしれないので、申しわけないんですけど。

それと、そうすると契約のときには、設計のときにはそれが入ってなくて、プールが入ってなくて、実際の工事をやるという施工の時点では、

808万円ということで契約しているということは、その前に設計を見直したということになるんですか。

○教育課主幹（梅本）　　そうです。設計を行う時点で接続の箇所の漏れのほうが発覚いたしまして、設計時に判明したもので、発注時には含めた形で入札のほうを行っております。

○森委員　　それでも契約金額よりもさらに、実質、最終には815万円ということですから、さらに7万円ぐらいふえていますよね。流用した金額は815万円ということでしたので。流用した金額じゃない、最終の金額は815万4,000円ということでしたから。それでも、もう一度変更契約がされているということになるかと思うんですけれども、この前、本会議のときにも、ほかの工事のところ、ただその場合には、報告書に予算額よりも決算額のほうが高かったもんだから、何かおかしいなということで聞いたわけですけど、今、私たちがさっそうやって見せられれば、1,818万円かかったのかで終わっちゃうわけですよ、実際には。ここには流用とも何も書いてないわけ。今、三百何十万の流用があったわけですけど。これはどこのどういう流用、要するにこの目の中での流用ということにはなると思うんですけど、実質的にはどこの費用をこちらに流用したことになるんですか。

○教育課主幹（梅本）　　同じ目の中の工事費の予算のほうで執行させていただいております。

○森委員　　これは教育委員会だけのことではないので、ぜひ江南市として、全体として検討していただきたいということでお願いをするわけですけど、こういう多額の流用ですよ。もともと予算になかったというか、設計になかった完全なミスなわけですから、これだけかかると思っていたけどちょっと少しオーバーしちゃったというのとは性質が違うわけですよ。だから、そういう点については、きちんとその内容を決算書に明記するだとか、あるいは委員協議会などに、例えば200万円とか300万円を超えるような流用があった場合には報告するとか、そういう対応をしていただかないとまずいんじゃないかなと思うんですが、これは皆さんに申し上げても申しわけないので、それこそ副市長さんあたりに来ていただいて、きのうのこともありますし。

○副委員長　　暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 開議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほどの森委員の質疑に対し、当局から答えはありますか。

○教育部長 門弟山小学校の工事に関する流用につきましては、委員協議会のほうで報告はしております。

○森委員 いったんかわかりますか。後で結構です。

○野下委員 昨年のお話じゃないですか、昨年度。何か門弟山のこの件は、委員会か委員協議会ですかね、そこで話があった記憶はありますか。そういえば、門弟山の。ありますか。

[発言する者あり]

○野下委員 ちょっと記憶にありませんが、そういうのは何か、そういう記憶があります。

○教育課主幹（梅本） 済みません、訂正をお願いしたいんですけども、数字のほうなんですけれども、先ほど流用した額につきまして321万円を流用いたしましたということで。設計額に対する不足額として321万円のほうを流用させていただいておるわけなんですけれども、実際の契約額といたしましては808万9,200円でございます、これについては変更契約等は行っておりませんので、訂正させていただきます。

○森委員 さっき815万4,000円という数字が出たんですけど、これはどういうことですか。

○教育課主幹（梅本） 失礼いたしました。これが予定価格としての数字でございます、予定価格として815万4,000円、契約額といたしまして808万9,200円ということでございますので、訂正させていただきたいと思っております。

○森委員 321万円流用したということですけど、予算額と決算額を比較すると、362万3,200円になるんじゃないですか。

○教育課主幹（梅本） この予算のほうなんですけど、古知野東小学校の下水の接続工事と、ほか1ということで、工事費の残額がございますので、その残額と不足分の流用額をということになります。

○副委員長 ほかに質疑は。

- 中野委員 331ページと341ページに学校施設保温材の石綿分析調査委託料とあると思うんですけども、私の記憶だと以前、大分このアスベストというのは問題になったと思うんですけど、今この調査をする何かきっかけというのはあったんですか。
- 教育課長兼少年センター所長 石綿障害予防規則の一部改正をする省令と大気汚染防止法の一部を改正する法律などの施行に伴いまして、これまでは規制の対象になっていなかったものでございました、石綿を含有する張りつけられた保温材というのはこれまで規制の対象になっていませんでした。これが、改正に伴いまして学校施設における給水管保温材の石綿の含有調査を実施した理由でございます。
- 中野委員 この調査した結果というのはいつ出るんですか。それについての対応というのはどのようなお考えなのか、お聞きしたいと思います。
- 教育課長兼少年センター所長 調査しました結果、見つからなかったものですから、特にその後の措置というものはしてございません。
- 中野委員 わかりました。
- 副委員長 ほかに質疑は。
- 伊藤委員 数点お聞きしたいんですけども、まず73ページの中段あたりですね、防音事業関連維持費補助金と、その下に防音施設周辺防音事業補助金とあるんですけども、この防音の関係なんですけれども、これは門弟山小学校だと思うんですけど、この補助率と、あと次の、関連がちょっとわからないんですけど、補助金の関係で防衛関係と、次の75ページの学校施設環境改善交付金と、これもまたあるんですけども、その辺のところの補助金の関係の補助率等も教えてほしいんですけど。
- 教育課長兼少年センター所長 伊藤委員、ごめんなさい、もう一度。73ページの……。
- 伊藤委員 防音施設周辺防音事業補助金、まず最初にそれを。
- 教育課長兼少年センター所長 防音事業の関連維持費補助金といたしましては、先ほど門弟山小学校と出ましたが、門弟山小学校以外に、古知野北小学校、宮田小学校、草井小学校、藤里小学校、宮田中学校、北部中学校の全部で北のほうにございます7校がこの補助金の対象となっております、防

衛省の岐阜各務原基地の騒音の関係で換気用の送排風機、いわゆる換気扇かと思いますが、それを稼働させるための電気料金などの補助金でございます。これは、補助額としましては、基本料金は3分の2、使用料としましては55%が補助の対象となっております。

あと、その下に防衛施設周辺防音事業補助金ということでございますが…

○伊藤委員　これは違いますね。生涯学習課なんで。次の75ページの教育課の学校施設環境改善交付金とあるんですけど。

○教育課長兼少年センター所長　こちらのほうが、門弟山小学校の校舎改造に係る文部科学省から出ております補助金でございます。こちらは3分の1が補助の対象となっております。

○伊藤委員　わかりました。

あともう1点だけ、防音関係ですね。防音事業の関連維持費補助金とあるんですけど、その上にちょっとまたわからないやつが。この補助金というのはどういった補助金なんでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　済みません、私、ちょっと言い間違えたかもしれませんが、先ほど申しましたのが防音事業の関連維持費補助金でございます。電気代でございます。失礼しました。訂正させていただきます。

先ほどの防衛施設周辺防音事業補助金というのが、こちら先ほど言いました学校全てが対象になっておるわけでございますけれど、航空機などの騒音のため授業に支障を来すことがございますので、防音工事などを行うための補助金でございます。これは、補助率としましては、地域にもよってまいりますけれど、工事に関しましては65%の補助率となっております。

○伊藤委員　よくわかりました。

あと、93ページ、私もわからないんで申しわけないんですけど、上段なんですけれども、教育課の太陽光発電余剰電力売り払い収入、これのところがよくわからないもんですから、お願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長　太陽光発電余剰電力の売り払い収入でございますけれど、こちらは北部中学校に、平成23年度に体育館の屋根に太陽光発電施設を設置しました。そして、平成24年度に古知野中学校に同じように

体育館の屋根に太陽光発電設備を設置いたしまして、その売電収入が、この金額となっております。

○伊藤委員 わかりました。当時は補助金がついてつけたということで、それ以降は計画がないということですよ。

○教育課長兼少年センター所長 それ以降、今後計画はしていません。

○伊藤委員 わかりました。

あと2点だけいいですか。321ページの一番上段なんですけど、いじめ不登校対策事業といって、今、非常にいじめの問題、不登校が問題になっておるんですけども、業務委託料として82万円計上されているんですけども、これはどこに委託をされているのかということをお聞きしたいんですけど。

○教育課長兼少年センター所長 こちらは小・中学校の学校の教職員で組織されております江南市いじめ・不登校対策研究会のほうに委託をしております、それぞれ4つの部会がございます。その部会を申し上げますと、事例検討部というところでは、教員の研修ですとか事例の検討会、相談機関との連携を行っております。次に、啓発広報部というのがございます。こちらは、いじめ・不登校の実態把握であるとか研究、保護者や教職員への啓発の活動を行っております。次に調査研究部、こちらの実態調査を行うとともに、適応指導教室との連携を行っております。次に、小中連携部というのがございまして、これは小学校・中学校の連携活動の実態調査を行うとともに、活動の研究や提言などを行っております。こうした活動をしていただくための委託料でございます。

○伊藤委員 たしか江南市は不登校の率が、愛知県とか国に比べて非常に高いということで、こういった部会をつくって、これから徐々に効果があらわれてくるというふうに期待しております。

続きまして、最後に1点だけ。327ページの、これもちょっとお聞きするだけなんですけれども、一番下段のほう、教材整備事業というのがありますよね。その中でAEDなんですけれども、これは備品購入と借り上げ料と二つが出ているんですが、もう一つの小・中学校も同じような形で出ているんですけども、その辺のところ御説明をお願いしたいと思います。

○教育課長兼少年センター所長 まず、AEDの借り上げでございますが、

借り上げにつきましては、プール期間のみ借り上げをしております。まず、小学校の借り上げ期間でございますけれど、7月1日から8月7日まで、中学校につきましては、7月1日から8月31日まで借り上げております。

備品で購入したものにつきましては、学校施設、現在は外に置いておりますが、常に利用できるような状態で設置をしているところです。

○伊藤委員 わかりました。以上です。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

○森委員 1つは319ページの適応指導教室ですけど、現在の在籍者数と、それから職員数を教えてください。

○教育課長兼少年センター所長 まず、在籍者数でございますが、現在のところはわかっておりませんので、ことしの3月末現在の在籍者数は承知しておりますので、それを申し上げますと、小学校・中学校合わせまして19名在籍しております。

○森委員 小・中の別はわかりますか。

○教育課長兼少年センター所長 小学校が3名、そして中学校が16名でございます。

もう1点、スタッフの人数でございますけれど、室長お1人、そして指導員が4名でございます。

○森委員 指導員の勤務というのは、どういう勤務になるんですか。

○教育課長兼少年センター所長 指導員、室長を合わせて5名ですが、そのうち室長を含め4名が常勤でございます。1名が半日勤務でございます。

先ほどの補足ですが、それに少年センター補導員の方が週4日1名勤務されておまして、専任カウンセラーが年間17回、月1回から2回なんですが、専任カウンセラーが1名いらっしゃいます。

○教育部長 先ほどの小学生、在籍ですね、3名で、中学生16名ですが、こちらのほうは体験入室のほうも含めておりますので、よろしくお願ひします。

○森委員 指導員、常勤という割には報酬が低いなあというふうに思うんです。室長さんも常勤で、この金額ですから、ちょっと低いなあという印象を持ちました。

非常に大事な事業なんですけれども、今、体育館を使っているわけで、体

育館があと2年で使えなくなるわけで、この後どうするかというのはかなり深刻な問題だと思うんですけど、もう既に次の場所、転居先を検討されていると思うんですけど、現状はどうなっていますか。

○教育部長　　まだ正式に決まったわけじゃないんですが、いろいろ考えていく中で、情報センターの2階が今のところ一番適切かなあと、そこを利用していくようなことで計画のほうは考えていきたいと考えております。

○森委員　　情報センターの2階ということになると、今度は市民協働の関係がまたどこかに押し出される感じになるんで、大丈夫かなと思いますけど、いろいろ検討はされていると。交通児童遊園なんていうのは難しいですか。もうちょっと本格的なところをきちっと、ちょっとまだ間がありますので、お願いします。

あと1点だけ、給食センターの関係で、89ページに収入未済額で、1,788万9,940円でかなりの金額です。実際にいろいろと努力はされていると思うんですけど、現状はどうなっていますか。この間、回収に努力はされたと思うんですけど。

○教育課長兼少年センター所長　　給食センターの未納金でございます。こちらにつきましてですが、委員おっしゃるように、平成27年度分までで約1,790万円ぐらいの未納がございます。こちらにつきましてもいろんな場所でお話をしているところでございますが、まずは現年が少しでも100%に近づくような形で、就学援助でありますとか児童手当、こういったもの、校長の口座への受領委任などの方法を使いまして、現年度がまずは100%に近くなるように努力してまいります。

過年度につきましては、学校の協力を得まして教育課のほうで年3回、家庭訪問などをいたしまして訪問徴収などを行っているところでございまして、少しでも未納額の縮減に今後も努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○森委員　　ちなみに1,788万9,000円のうち、過年度分と現年分を分けると幾らになるんですか。

○教育課長兼少年センター所長　　過年度分が1,616万6,931円、平成27年度、単年度でございますけれど、172万3,009円でございます。

○森委員　　その中で、現在までに回収されたのは幾らかとさっき聞いたんですけど。この6月から8月までの間で。

○教育課長兼少年センター所長　　申しわけありません、5月末から本日までの収入した分、今現在、手元に資料がございません。

○森委員　　今、課長さんから話がありましたけど、1つ、何か本会議で就学援助をもらっていても未納者がいるというような、そういうことは絶対にあってはいけないことなので、直接切りかえると、直接の納付というかね、それに切りかえていただくという、その手続を早急にとるように。なかなかそういう事務手続が苦手なんですよ、こういうふうになりがちな人というのは。だから、手とり足とり教えてやらないとだめなんですけど、やっていただくということと、あとは就学援助につなげるように、滞納が出てきた場合に、その辺のところも注意深くやっていただければというふうに思います。お願いします。

○教育部長　　1点、門弟山小学校下水接続工事に係る理由については、平成27年9月17日の厚生文教委員協議会のほうで報告してありますので、お願いします。

○森委員　　わかりました。

○副委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長　　それでは、生涯学習課所管のまず歳入につきまして御説明させていただきます。

決算書の64ページ、65ページの下段をお願いいたします。12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料でございます。はねていただきまして67ページの備考欄の上段、生涯学習課分は、江南緑地公園テニスコート使用料を初め2項目でございます。

次に、同じページの中段をお願いいたします。12款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料は、公民館目的外使用料を初め12項目でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。4節保健体育使用料の生涯学習課分は、市民体育会館使用料を初め、69ページの上段、市民体育会館目的外使用料（駐車場）までの12項目でございます。

次に、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

13款2項3目教育費国庫補助金、4節保健体育費補助金の防衛施設周辺対策事業補助金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ下段をお願いいたします。

13款4項5目教育費交付金、2節社会教育費交付金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）でございます。

次に、78ページ、79ページの下段をお願いいたします。

14款2項7目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、82ページ、83ページ中段をお願いいたします。

15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。生涯学習課分は、江南市立図書館自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。生涯学習課分は、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページ中段をお願いいたします。

17款1項1目特別会計繰入金、1節特別会計繰入金の横田教育文化事業特別会計繰入金でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2項1目基金繰入金、1節基金繰入金の生涯学習課分は、江南市教育文化振興基金繰入金を初め2項目でございます。

次に、88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節電話料収入の生涯学習課分は、電話使用料（公民館）でございます。

次に、同じページのすぐ下、12節雑入でございます。2枚はねていただきまして、93ページの上段、生涯学習課分はコミュニティ助成事業助成金を初め11項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出でございます。

284ページ、285ページをお願いいたします。

8款4項4目都市公園テニスコート費でございます。

少しページが飛びますが、342ページ、343ページの中段やや上をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。

350ページ、351ページの中段まででございます。

次に、同じページの中段から、10款4項2目文化交流費でございます。

356ページ、357ページの中段やや上まででございます。

次に、同じページの中段やや上から、10款5項1目体育費でございます。

364ページ、365ページ中段まででございます。

歳出は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長　それでは、質疑に入る前に、暫時休憩いたします。

午前11時47分　休　憩

午後1時05分　開　議

○副委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員　357ページのコミュニティ・スポーツ祭開催事業ですけど、開催委託料ということになってはいますが、実際には10小学校下でやっていると思うんですけど、その委託料の内訳というか内容を説明してください。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　コミュニティ・スポーツ祭の委託料の内訳ということでございまして、こちらは小学校10校下で開催をしております。それぞれ各校区ごとに委託契約を結んで実施しているものでございますが、まず古知野東小学校区、こちらは27万5,000円、古知野西小学校区、こちらは23万3,000円、古知野南小学校区、こちらが29万2,000円、古知野北小学校区、こちらは22万3,000円、布袋小学校区、こちらは27万6,000円、布袋北小学校区、こちらは21万6,000円、次に宮田小学校区、こちらは26万1,000円、

草井小学校区、こちらは22万5,000円、藤里小学校区、こちらは25万2,000円、門弟山小学校区、こちらが22万2,000円、合計といたしまして247万5,000円となっているものでございます。

○森委員　これは区の人口ですか、子供の数というよりは区の人数でこういう金額が決まってくる。均等割と。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　こちらは基本的な基本の金額と、それプラス各小学校の世帯数で算出をし、委託料を定めているものでございます。

○森委員　269ページにコミュニティ・スポーツ祭の参加者数6,215人とあるんですけど、私は自分が藤里にしか出ていないから、藤里からしかできないんですけど、本当にこんなに大勢参加しているだろうかと。藤里でいっても200から、300人はいなかったんじゃないかと思うんです。だとすると、七、八百人から1,000人ぐらいのところもあるということなんだけど、どうですか、参加状況は。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　小学校区によって参加者数もまちまちではございますけれど、先ほど森委員の言ってみえました藤里小学校、こちらは昨年度実績で316人の参加、また対します布袋北小学校区でありますけれども、こちらは1,216人と、校区によってさまざまな参加者数となっているのが実情でございます。

○森委員　布袋北は、たしか運動会形式ですよ。運動会形式でやられると、こういう参加もだし、本当にコミュニティ・スポーツということになるのかなあと思うんですけど、運動会形式というのは布袋北だけじゃないですか。あとほかありますか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　運動会形式で実施をしてみえる校区というのは実は4校区ありまして、校区名を申し上げますと、古知野南小学校区、それと布袋北小学校区、それと古知野東小学校区、あと門弟山小学校区でございます。

○森委員　自分のあれからしか見られないのでいかんのですが、とにかく参加して、この二十何万のほとんどが参加賞で使われているというふうな印象が強いもんだから、本当にこういうやり方でいいのかなという疑問を持っていて、ここには多くの人に参加していただけるように種目やPR方法など

の改善を図るということで、改善を図るんで、まだ引き続きやるという方向なんですけど、一遍立ちどまって見直しをかけるということも必要なんじゃないのかなあと考えておりますので、全体のところがわかりませんので、自分のところからだけの判断でいけませんけど、それでも一度見直しをしていただきたいなあというふうに思います。

もう1点、同じところですけど、総合型地域スポーツクラブ補助金ということで150万円という多額の補助金が出ております。これについても、設立予定の総合型スポーツクラブについては、自主運営ができるように引き続きクラブへの支援を行うということなんですけど、実際には今どこまでいっているんでしょうか。正式に発足という方向なんでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 準備委員会という形で2年目になるわけではございますが、来年の3月には正式に設立をする予定で今進めているところでございます。

○森委員 これはいろんな各種スポーツですよ。体協は各種スポーツのあれが集まってきているんですけど、それとは違って、この総合型スポーツクラブというのはどういう内容になるんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 文部科学省が定めたスポーツ基本計画というものがございまして、その中でもまだまだスポーツに参加する機会がない年代というものが、多くの方がお見えになりますので、そういった方を対象に子供から御老人、大人まで、全ての人を対象にした多種目・多世代の人が参加する機会を与えるような、いろんな運動なり、そういったものの取り組みを進めるためのクラブでありまして、現在、スポーツクラブの補助金を出している団体におきましては、今現在は14の教室ということで、いろんな年代の方が御参加をされているような状況でございます。

○森委員 それと、この150万円の補助金というのは教室の運営に使われているということですか。どういう内容に使われていますか、150万円。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 内容につきましては、講師の謝金、また会場の借り上げ使用料、そういったものがほとんどでありまして、あとほかには、最初から道具とかいろいろ必要な教室もございまして、そういったスポーツ用具の購入等に使用をされているものでございます。

- 森委員　それぞれの教室は、参加費というか、月謝というか、そういうものは今でももう既に取ってみえる。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　参加料といたしまして、若干一教室違う部分もありますけど、300円という参加料と、あと今現在は年間の年会費が4,000円という形で、会員の方からお支払いをしていただいております。
- 森委員　じゃあ、その4,000円を払うと、逆に言うといろんな教室に出られるということになるわけだね。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　会員の方に会員になっていただきますと、14教室あるどの教室でも御参加ができるという形になってございます。
- 森委員　どれだけ普及しているというか、PRしているというか、今、14教室というか、会員になっている方は何人ぐらい見えるんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　今現在、ぱらぱら申し込みがございしますが、正確な数字というのはちょっと申し上げにくいんですが、110名前後お申し込みがありまして、それぞれの教室の参加者数はばらつきがありますが、そういった形で御利用いただいております。
- 森委員　110人ぐらいじゃ何ともなんないわね。これからずっと広く市民に普及していこうとしたら、1,000人単位じゃないとまずいんじゃないの。ぐらいの目標なんじゃない。設立が来年の3月ということですけど、その辺の目標はどうなんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　クラブのほうでは、一応目標といたしましては会員数200名、これだけの会員があると一応収支的には少し足りないぐらいで運営ができるということでもありますので、徐々に会員数をふやしていくような努力していただくよう求めておりますので、よろしく願いいたします。
- 副委員長　ほかに。
- 伊藤委員　355ページをお願いします。文化財保護事業の中で、負担金、補助及び交付金ということで文化財保護助成金、毎年比べて今回は268万9,000円ということで非常に高額になってはいますが、この助成金。その内訳と、助成されて、国の補助とか何かそういうのもあったでしょうか。
- 生涯学習課長　文化財助成金268万9,000円につきましては、まず鹿子島区

に對しまして、江戸時代から伝わる獅子屋形の修復費240万円に對する助成となつております。この助成金につきましては雜入のコミュニティ助成事業助成金から充當してあります。93ページの雜入から充當してあります。また、そのほかの28万9,000円につきましては、文化財の保存・管理のため、曼陀羅寺や音樂寺、安良棒の手保存会など、毎年助成しているものでございます。以上でございます。

○伊藤委員 わかりました。

あと1点だけ済みませんが、345ページの上段のほうですけれども、高齢者の教育事業ということで、高齢者教室ですね、200万円ぐらい決算があるんですけれども、私の聞くところでは、老人クラブが減ってきた中で高齢者教室の人数はふえて、非常にいい取り組みをやっているということをお聞きしておるんですけれども、そうした中で高齢者教室の実際の登録人数とか、実際教室をどこで開いて、どのぐらいの出席率があつて、その教室の中で例えばどういった教室のほうが一番参加率がいいとか、そういうのはありますか。ちょっと幾つか言つて申しわけないんですけれども。

○生涯学習課長 高齢者教室につきましては、健康、生きがい、仲間づくりをテーマに、60歳以上の方を対象に市内5地区においてそれぞれ11回開催しております。この5地区につきましては、主に会場としては文化会館、布袋ふれあい会館、布袋南部学供、草井学供、宮田学供の5地区でございます。それで、平成27年度の会員数は1,140名で、延べ参加者数は9,128名となつており、出席率は73%でございます。

また、一番出席率がよかった学習内容でございますが、江南消防音楽隊による防災講和、手品、歌謡曲で、出席率は81%というような状況でございました。

○伊藤委員 高齢者教室というと、当然講師の方がかわっていくと思うんですけれども、毎年かわられているわけですか。

○生涯学習課長 かわるものもありますし、ほとんどの学習内容は同じような内容で実施しております。

○伊藤委員 認知症の予防にもなりますし、地域のある程度活性化にもなりますので、ぜひとも今後も教室の中身を充実させて取り組んでいただきたい

と思います。以上です。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 確認だけさせていただきます。

351ページの子ども読書活動推進事業の中に、子ども読書通帳というのは56万520円あります。この財源は交付金というふうに認識しておったんですが、それは間違いなかったですか。

○生涯学習課長 75ページをお願いいたします。75ページの最下段のところに生涯学習課というふうにあります、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金というようなもので85万4,220円の交付金で賄っております。100%充当でございます。

○副委員長 ほかに質疑はございませんか。

○河合委員 愛知県市町村対抗駅伝競走大会参加事業ということで、万博を記念して駅伝競走大会を愛知県内でやっておるわけですがけれども、選手は20人、監督・コーチも含めてですがけれども、朝8時に出発して走るのは12時、お昼は向こうで食べるんですけれども、余りにも江南市のお昼の弁当が貧弱過ぎる。助六だけで、どうやって選手に走らせる。もっと29万6,000円をふやして、もう少しお弁当を充実してあげてほしいなあという要望です。来年度予算で何とか確保してあげてください。以上です。

○副委員長 よろしく願いします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 よく検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○副委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時24分 休 憩

午後1時24分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第97号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

- 副委員長 続いて、議案第97号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ここで、委員長席を委員長と交代します。

- 委員長 大変御苦労さまでした。交代をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保険年金課長 議案第97号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の374ページをお願いいたします。

歳入でございます。

374ページ、375ページ上段、1款国民健康保険税から、380ページ、381ページの10款諸収入まででございます。

歳出でございます。

382ページ、383ページ上段、1款総務費から、388ページ、389ページ、12款予備費まででございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

皆さんから出る前にちょっとお聞きしますが、375ページの上段ですけど、保険税ね、現年課税分の中で不納欠損が出ていますけれども、後期高齢者などは死亡されたのかなあとかいう憶測がつくんですけど、この内容について3点ですね、御説明をいただきたいと思います。

- 保険年金課長 対象者につきましては3名でございます。欠損金額は合計

8万9,000円でございますけれども、いずれも欠損理由につきましては全て国外転出ということで、国民健康保険税の第15条の7第5項に該当するものでございます。

○委員長 後期高齢者も含めて国外転出ですか。失礼しました。後期高齢者支援金だから、国保税の中ですもんね。わかりました。

ほかにありませんか。

もう1点それじゃあ、子ども医療費助成だとか、そういうことでペナルティーが交付金に出ているということでありましてけれども、江南市の場合ほどのぐらいそれが影響額として来ているのかということについて出てきますか。ここでわからなければしょうがないでしょう。

○保険年金課長 対象となる数字につきましては把握してございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 わからないということであれば結構です。本当はその辺のところまできちっと掌握をしておいてほしいと思いますけれども。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、特にないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分 休 憩

午後1時30分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

議案第98号 平成27年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第98号 平成27年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長 横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

歳入といたしまして、まず392ページをお願いいたします。

392ページ上段、1款1項1目利子及び配当金、1節利子及び配当金、2款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、3款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、4款1項1目預金利子、1節預金利子でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、394ページをお願いいたします。

394ページ上段、1款1項1目教育文化振興費、作文コンクール事業と市立図書館図書整備事業費でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 何年か前だったと思うんですけど、この横田教育文化事業特別会計を、一度一般会計で事業をやっていけばいいんじゃないかということでお尋ねをしたら、御遺族の意向を聞かないかということ、多分聞かれたと思うんですよね。その結果、どうなります。

○教育部長 横田教育文化事業特別会計のほうは、一般会計に移行するような形で現在進めておりまして、同時に基金の取り扱いの方法も、今、いわゆる果実運用型というものでやっておるんですが、国債の状況もございまして、そちらのほうの扱いも変更していきたいと考えておりまして、このまま順調にいけば、12月の議会で、条例の改正が必要になりますので、やっていきたいと計画しているところでございまして、よろしく申し上げます。

○委員長 先ほどの質問で、遺族の方との話し合いというのは、きちんと了解を得られたということですか。

○教育部長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これで質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 1 時 35 分 休 憩

午後 1 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第98号について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第101号 平成27年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第101号 平成27年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 議案第101号 平成27年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明させていただきますので、決算書の420ページ、421ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

1 款保険料から、はねていただきまして、424ページ、425ページの9 款 3 項 2 目 1 節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

はねていただきまして、426ページ、427ページをお願いいたします。

1 款総務費から、434ページ、435ページの6 款 1 項 1 目償還金及び還付加算金まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　きのう聞こうと思ったんですけども、この部分だということ  
で再度お聞きいたします。

主要施策の成果報告書の156ページ、介護認定支援事業というところでご  
ざいます。決算書にも出てくるんですけども、とりあえずこの中の要支援  
1から要介護5まであるわけでございますけれども、この中で聞きたいのは  
2点ございまして、まず1点目は要介護認定を行う場合において、当然最初  
に認定するわけですけども、その後に定期的に認定を受けなくてはならな  
いという多分法律とかあると思うものですから、その辺のところと、あと認  
定を受けて、当然要介護というとお年だもんですから、要介護1が要介護  
2になってだんだん上になっていくと思うんですけども、例えば回復され  
る、要介護3の人が要介護2になるとか、そういう事例があるかわからない  
んですけども、そういうこととか、最後の1点なんですけれども、ごめん  
なさい3点目です。

要介護の申請をしてから30日以内に認定結果を出すということでありませ  
うけれども、いろいろお聞きしたところ、30日以内に出てないような、なか  
なか来ないようなこともちょっと聞いておるものですから、その辺のところ  
を認定される事務員というか、またこの決算に出てくるんですけども、介  
護認定支援事業の中で臨時職員というか、その辺の認定される職員の方が不  
足しているのか、その辺のところかわからないものですから、その辺の  
ところをお聞きしたいです。

- 高齢者生きがい課長　まず、1点目でございますが、介護認定の更新の有  
効期間につきましては、厚生労働省の老健局より有効期間の原則が定められ  
ております。これは原則なんですけれども、新規申請や区分変更の申請の有  
効期間は12カ月となっております。更新の申請は、またこれも原則12カ  
月となっておりますけれども、要介護の状況によって24カ月でもいいとい  
う場合もあります。また、状態が不安定の要介護1の場合は短くなって6  
カ月ということになっておりますが、いずれにしましても最終的には、こ  
の有効期間につきましては介護認定審査会のほうで何カ月にしていくかとい  
うことが決まってくると思います。

2点目の介護度の変更があるのかということにつきましては、統計のほうはとってはおりませんので実際の数字はつかめておりませんが、ランクの1ぐらいが変わることは多々あります。重くなる方も見えますし、軽くなる方も見えます。それは、例えば要介護2の方が要介護1とぎりぎりの判定を受けていた場合、たまたま時間数がちょっと多くて2になっていた方が、次の更新のときに、その評価が改善がちょっとされていたりすると、ぎりぎり今度1のほうに移ったりとかいうようなことがあると思います。

3点目でございます。介護認定の申請から30日以内に決定通知を送付するということの御質問につきましては、その30日を目標にということで事務をいつも進めているわけではありますが、なかなか30日という目標を達成されない方も見えます。その中で主なもので御説明しますと、申請されますと認定調査に伺わなきゃいけなくなりますので、申請者の方のところに、その訪問する日程がうまく合わなかったりして、あと途中でキャンセルとかがあって延びる方も見えますし、それとお医者さんに書いていただく意見書のほうが原則9日以内に返信していただくことになっているんですけども、その意見書のほうが届くのがおくれたりして審査会を開くのが日にちがかかってしまった場合とか、あとがどうしても申請書が多く一月の間に出されてしまいますと、なかなか処理が進めないということもありますので、そういった場合、認定結果、通知がおくれる場合は、それぞれの申請者の方に、こういった理由でおくれますという事前の通知はさせていただいておりますけれども、一応の目的として30日という目標になっておりますので、その努力はしていますが、そういう調査の関係でおくれてきたりするという方が見えます。

その件につきましては、県のほうも統計をとってございまして、平成27年度の平均の日数で申し上げますと、江南市は35.5日、30日を切っている方が当然多くありますけれども、それ以上にかかっている方もいるということで35.5日となっております。県の平均のほうをちなみに申し上げますと、県内の平均は38日ということになっております。以上です。

○伊藤委員 わかりました。県に比べて江南市は、30日に達してないんですけども、まだまだいいということですよ。

今聞いた中で、認定も半年の方もあれば12カ月の方もあって、24カ月の方

もあって、介護認定審査会で決定されるということがよくわかりました。

それと関連して、先ほどの427ページの介護認定支援事業の中で調査員ですね、その辺のところもちょっとまたお聞きしたいんですけれども、賃金の中で結構決算額があるんですけれども、臨時職員等賃金というこの賃金の方が調査員という認識でよろしいでしょうか。

○高齢者生きがい課長　この臨時職員の賃金につきましては、パート職員の賃金ということで上げてあります。どんな仕事をしているかという、認定調査員の方、先ほど申し上げた申請が出たときに調査に伺っていただく方ですけれども、その方が7人、認定の事務をやっている方が4人、それから事務の臨時職員の方が2名……。ごめんなさい、臨時職員は1名、事務をやっている方は1名ということになっております。

○伊藤委員　合計12名ということで、とりあえずそれで事務をこなしているということですかね。

○高齢者生きがい課長　そのとおりでございます。

○伊藤委員　もう1点なんですけれども、同じ関連して次の429ページの介護認定審査会事業の中で、審査会委員が決算額が出ているんですけど、報酬が。審査員の人数と報酬の金額とか、あとこの審査会がどのぐらい開かれているかお聞きしたいんですけど。

○高齢者生きがい課主幹　介護認定審査会委員の審査委員さんですけれども、医師、歯科医師、薬剤師、保健関係、福祉関係の5人の委員で開催されております。1回の審査会は5名が担当しておりまして、1号議題の委員定数は9人になっております。平成27年度の実績としましては、介護認定審査会は146回開催し、4,058人の審査を行っております。1回当たりの平均審査件数は平均28件でございました。

金額については1万9,000円となっております。お1人の審査委員さんの。

○委員長　これは医師とか関係なく、全員同じ金額ですか。

○高齢者生きがい課主幹　同じ金額になっております。

○委員長　ほかにありませんか。

○野下委員　関連しますが、429ページにあります介護認定の支援システムの導入事業というのがあります。このシステムの導入の一つの目的は、こっ

ちの成果報告書の156ページの中にもちよっとありますけど、増加する申請件数に対して効率化を図るための中に、この介護認定支援システム導入などを行ったとあります。このシステムというのはどういうものなのかということと、これを行うことによってどのように効率化になったのかというところを教えてくださいませんか。

- 高齢者生きがい課副主幹　介護認定支援システムにつきましては、調査員が調査してきました結果を認定調査票に記入いたしまして、それを一括で機械で読み取り、また認定審査会に自動的に割り振って進捗状態などを確認して、認定事務を統括的にサポートするシステムとなっております。
- 野下委員　専門的でよくわかんないんですけど、今までは機械じゃなくて手書きか何かということに逆に言うとなるんですかね。何かをインプットして、それが出てきて、それを審査会のところに持っていくというイメージでよろしいのでしょうか。その点、どうですか。
- 高齢者生きがい課主幹　そのとおりでございまして、調査の記録等も手作業でしておったわけなんですけれども、そのシステムによって自動的に調査の項目を読み取るようなことができるということでございます。
- 野下委員　そうしますと、それを使うための使用料が一つ入っているということから、これは職員が全部入力をするということになりますか。
- 高齢者生きがい課主幹　調査におきましてはマークシート式になっておりますので、そのマークシートで調査項目、74項目の調査をマークシートに記入したものを実際に認定調査の事務員等、職員等で読み取り作業をするというような状況でございます。
- 野下委員　ということは、外部に委託するんじゃないくて、職員等がそれをちゃんと機械に入れ込むという形になるわけですね。
- 高齢者生きがい課主幹　そのとおりでございます。先ほど調査のことも申しましたが、主治医意見書についても読み取り方式でデータを取り込むことができるようになっておるということでございます。
- 野下委員　この点だけもう1点だけ。効率化についてはどうなんですか。
- 高齢者生きがい課主幹　効率化につきましては、導入しましたのが平成27年10月ということで、当初、準備等少し手間取ったということがありますの

で、実際、先ほど課長のほうから答弁がありました35.5日というような結果になっておりますが、今後は少し効果のほうが見られてくるというふうに思っております。

○伊藤委員 435ページの地域支援事業の中の委託料で、徘徊高齢者家族支援サービス事業委託料とあるんですけれども、徘徊高齢者ということで、ちょっとよくわからんもんですから、どういった形で委託されて、事業内容を聞かせていただきたいのと、そういうちょっとした効果というんですか、実際徘徊された家族さんを多分見つけられるか何かわからないですけど、そういう実績というのはあるわけですか。

○高齢者生きがい課長 この徘徊高齢者家族支援サービス事業の内容につきましては、認知症の方と思いますけれども、徘徊のある高齢者の方が行方不明になったときに、ある機械を持っていただければ、現在地を特定し、家族の方に通報ことができる位置検索システムの専用端末機を貸与しているということでございます。

実績といたしましては9人の方が持っていただいて、検索した実績としましては19回検索をしたということでございます。

○伊藤委員 これはだんだんふえていっているわけですか。

○高齢者生きがい課長 利用していただく方の人数で申しますと、ふえてはいっていません。それは、ほかの選択肢もありまして、民間でGPSを利用したそういった位置情報を検索することができる携帯のようなものが普及されているということで、こちらを選ぶ方と、民間を選ぶ方と、いろいろあるのかなと思いますので、件数的にはふえてはいないです。

○伊藤委員 そうすると、だんだん民間のGPSを選ぶ方がふえてきたということ、当然、認知症はふえてきますし、徘徊される高齢者の方も当然ふえてくると思いますので、本当はふえてこないかんのですけれども、ふえてないというのは、民間の利用が多くなってきたと、そういう解釈をしていいんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 民間でどれだけふえてきたかというのはちょっとわかりませんが、民間でもそういったサービスがふえてきているということは、いろいろな広告を見ますとありますので、それを利用されている実

際の人数がふえてきたかどうかはこちらで把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　　そうすると、この事業というのは先々なくなる可能性もあるということですか。

○委員長　　休憩します。

午後 1 時55分　　休　　憩

午後 1 時56分　　開　　議

○委員長　　再開します。

○高齢者生きがい課長　　今後の利用状況を見まして検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　ほかにありませんか。

○古池委員　　さっきの関連ですけど、429ページ、12. 役務費ですか、主治医の意見書作成料とありますが、これは今の手数料のあれが出ておりましたけど、1通といいますか1件幾らぐらいの作成料になっておりますか。

○高齢者生きがい課主幹　　主治医意見書につきましては、介護認定の新規・更新等の申請がありますと、申請者から主治医を聞き、その医師へ申請者の介護状況などを記入した意見書を提出してもらっておるところでございます。この区分けにつきましては、在宅新規が1件5,400円、在宅で継続で御記入をいただくときは4,320円、施設で新規で御記入いただく場合は4,320円、施設で継続で記入をいただく場合は3,240円の金額になっております。

○古池委員　　ちょっと高いですね、やっぱり。これは何か根拠というか基本があるんでしょうかね。

○高齢者生きがい課主幹　　基本については決めてある金額になっております。

○古池委員　　きのうありました休日急病診療所の証明書とか診断書ですね、値上げをしておるわけですけど、こちらのほうについては、ちょっと内容が違いかと思いますけど、値上がりするとかそういうあれはないですか。

○高齢者生きがい課長　　この主治医意見書のほうは、市側が病院の先生のほうに払うお金になりますので、それがどこか規定で決まっている金額ですので、手数料・使用料の話ですと市の条例で料金が確定しているやつでいただくほうの話ですので、ちょっとこれはそこの話には合っていないということ

になりますので、よろしく申し上げます。

○古池委員　だから、今の値上がりするとか、そういうあれはないんでしょうかと。

○高齢者生きがい課長　今のところ、この主治医意見書についての料金の改定の予定というのはございません。

○古池委員　わかりました。

○委員長　ほかにありませんか。

私のほうから1つ、428ページ、429ページの保険給付費なんですが、特に介護サービス諸費の関係で3億1,783万円という多額の不用額が出ています。この要因はどこにあるのかということです。

○高齢者生きがい課主幹　介護サービス費の予算額56億590万7,000円に對しまして支出総額が52億8,806万8,847円で、不用額が3億1,783万8,153円で、執行率94.3%となっております。不用額の主な内容につきましては、地域密着型介護サービス給付費が予算額5億8,758万9,000円に對しまして支出済み額4億4,124万1,874円、不用額1億4,634万7,126円で、執行率は75.1%となりました。また、居宅介護サービス給付費が予算額23億1,289万8,000円に對し、支出済み額が22億3,231万4,693円、不用額8,058万3,307円、執行率96.5%、特定施設入居者生活介護サービス給付費が予算額2億904万円に對しまして支出済み額が1億6,824万5,110円、不用額4,079万4,890円、執行率80.5%となりました。

なお、この3つの給付費の不用額の合計は2億6,772万5,323円となり、不用額全体の84.2%という状況になっております。

○委員長　その要因ですけど、要因が問題なんで。

○高齢者生きがい課主幹　その要因につきましては、地域密着型介護サービス給付費の費用のところが減って執行率75.1%となったところにあるかというふうに思っております。

先ほどの地域密着型介護サービス、平成18年に介護保険改正に伴いましてできた制度でございますが、地域に住む住民の方々に使っていただくサービスではございますが、その利用につきましては、まだ十分に利用していただくというような状況に至っていないところがあるというふうに感じております。

○委員長 毎年、どうしてもここがいつも不用額が多いんですけど、それ以外のところで1億円近い不用が出ているわけですけど、介護保険制度の中で1割負担が2割負担になるとか、そういうことで利用控えというか、そういうことはこの中にはないですか。それと、利用を控えるだけではなくて、実際に2割負担になったことによって市が出すお金が減ったという、その影響額はここの中には出てないですか。

○高齢者生きがい課長 平成27年8月から2割負担ということになりましたので、当然給付費のほうにも影響いたしまして、減額になっている要因もあるかと思われま。

○委員長 それについては、具体的にはわかりませんか。どこの部分で市の負担、介護保険特別会計からの負担が減ったという。

○高齢者生きがい課長 資料のほうを持っていませんし、把握するのが今のところちょっと困難かなというふうに考えています。

○委員長 しっかりその辺のところも分析をしていただきたいと思います。ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第101号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

議案第102号 平成27年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第102号 平成27年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第102号 平成27年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の438ページをお願いいたします。

歳入でございます。

438ページ、439ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、1枚はねていただきまして、440ページ、441ページの5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

442ページ、443ページ上段、1款総務費から、中段、3款諸支出金まででございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時08分 休 憩

午後 2 時08分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これで厚生文教委員会に付託されました当局からの議案については終わりました。

引き続き請願について審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

---

**請願第 8 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書**

○委員長 続いて、請願第 8 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書についてを議題といたします。

請願文書は事前に議場で配付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略をし、請願文書表と請願事項のみ事務局から朗読いたします。

○事務局 それでは、失礼いたします。

請願文書表をごらんください。

請願第 8 号、平成 28 年 8 月 31 日受け付け。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書でございます。

請願者は、犬山市大字犬山字北古券 2 番地、尾北地区教職員組合執行委員長 野口和敬ほか 326 名。

紹介議員は、河合正猛議員、古田みちよ議員、東 義喜議員、山 登志浩議員です。

続いて、別紙 1 の請願文書をごらんください。

請願趣旨の朗読は省略させていただきますので、後段の請願事項をごらんください。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を 2 分の 1 へ還元すること。

以上でございます。

○委員長 これより審査を行います。

御意見、あるいは質問等ありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質問はありません。御意見について、この請願についての御意見を  
お聞かせいただきたいと思います。

各委員さんそれぞれ御意見を出していただけるとよろしいかと思ひますので、  
お願いいたします。

○河合委員 義務教育については、もともと私は教育については国が全面的  
にやるべきだと思ひておる中で、議案質疑にもあつたように先生の負担が非  
常に大きいということと、少人数のほうが子供たちの教育環境は非常にいい  
んじゃないかということで、この請願事項にあるように、少人数学級のさら  
なる充実、それから国の国庫負担金も当然2分の1、できれば全額国に持つ  
てもらいたいぐらいでありますので、この請願については大賛成です。以上  
です。

○古池委員 江南クラブの会員としては反対の立場で意見を申し上げます。

実はこの少人数学級35人という1・2年生ですね、それから中1、数を少  
なくすればいいというわけではなくして、教える教師、先生の質を上げる  
ということのほうが効果があるんじゃないかと。いろいろ調査してお見えにな  
っているようですが、少なくした場合の効果と申しますか、そういうものの  
効果が余り見られていないという検証が出ているように思ひます。そういう  
ような理由から、それよりも先生のほうに力を入れて、先生をもっと育成す  
るというようなことにしたほうがいいんじゃないかということでございます。

○野下委員 国の補助率はずっと下がったままということですから、これは  
ぜひ回復をしていただきたいと思いますということをお願いしたいと思ひます。

それから、少人数につきましては、いろいろあると思ひますけど、実際に  
少人数を実施している自治体も多々ございます。そういった中で、お子さん  
一人一人にしっかりと目が行き届くとか、配慮ができるとか、それによって  
学力が向上したとか、そういう評価を得ているところも多々ございますので、  
こういったところはむげにできないと思ひますし、あと国のほうも教員の人数  
をふやしていこうという意図もあるかと思ひますので、その根底には少人数  
でしっかりと子供を見ていこうというのがあると思ひますので、この請願  
書につきましては賛成をさせていただきます。

○伊藤委員 私の意見を述べさせていただきます。

教育の発展については、平成22年8月に文部科学省が質の高い教育の実現、いわゆる世界最高水準の教育力を目指して、30年ぶりに40人学級の見直しを図り、少人数学級の推進を打ち出しているところでございます。その推進に当たっては、少子化によって児童・生徒数が自然に減少することと、教職員の定年退職者の増加に伴う平均年齢の低下によるところの給与の減少が見込まれて、こうした財源を活用して、可能な限り追加の財源の負担を伴わないよう努力するというものでございます。

しかし、この請願書に書かれておりますように、政府予算では教職員定数全体を児童・生徒数の減少以上に削減しようとしているところでありまして、少人数学級の拡充には到底至らないと推測されるところでございます。

昨今の急速な社会構造の変化など、将来の予測が非常に難しい事態に突入しております。また、いじめ、児童・生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童・生徒を取り巻く諸課題も複雑かつ多様化している現状でございます。

こうした山積する課題をクリアできるよう、次世代の学級としては、質の高い授業や個に応じた重点的な学習指導によって、これからの時代に必要な資質・能力を備えるため、請願にも書かれてございますように、一人一人の子供にきめ細やかな学習指導が必要となり、そのためには少人数学級の拡充が必要不可欠であり、そのためには当然、教職員の定数改善も必要になってくると私も思うところでございます。

一方、義務教育の国庫負担制度は、これも請願に書かれてございますように、教育の機会均等と水準確保は憲法第26条に定められ、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとあり、また引き下げられたままの国庫負担率を3分の1から2分の1へ復元することは、現在自治体の財政が圧迫されていることから、当然国が果たさなければならない責任であると私も考えておりまして、この請願には賛成でございます。以上でございます。

- 中野委員　　昨今、子供の置かれる環境を考えれば、いじめ問題や非行問題、多種多様化しております。教職員の労働環境も非常に今は激務になっておりまして、一人一人手のかかる子供もたくさん今お見えになるというようなこ

とを考えれば、今は昔に比べるといじめ問題も陰湿になってきており、LINEだとかメールだとかという発見しづらいような状況が表面化してないのをいち早く察知し、いじめを改善していくようにしていこうと思えば、以前のような大学級よりも少人数学級のほうがきめ細かい指導ができると思いますし、本当に教職員の激務、親の対応だとか、学校の行事だとか、いろんなことを考えていけば、一人一人のきめ細かい指導をしていくには、この少人数学級が一番最善の策だと考えますし、国庫負担金も3分の1から2分の1にというのも当然の流れだと考えますので、賛成であります。

○東猴委員 江南クラブなので反対いたします。

今回の請願は、中学校3年生まで35人学級、さらには30人以下学級を目標にされていると思いますが、手元に江南市立小中学校児童・生徒数一覧表があります。これを見ましても、確かに中3は35人以上が多いんですが、全体的に見ても34、中には23、27もございますし、江南市においては既に35人以下学級は大体実現しているんじゃないかと思っております。実現しつつあるのに教員が多忙多忙と言っているわけですから、ということは人数だけが問題ではなくて、何かもっと人数以外のほうにも目を向けたほうがいいんじゃないかというメッセージを込める意味でも、江南クラブは反対の立場をとらせていただきます。以上です。

○委員長 採択することに賛成の方と反対ということに意見が分かれたので、挙手によって採決をしていきたいと思えます。

今、それぞれで御意見がありましたけれども、それぞれの御意見に対する反論やらそういうものは、もしありましたらどんどん意見を戦わせたほうがいいかと思えますけど、よろしいですか。もうよろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 わかりました。

それでは、請願第8号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数であります。本請願を採択することに決しました。

それでは、今、請願第8号については採択をされましたので、意見書につ

いて協議をお願いしたいと思います。

意見書案の配付をいたします。

[資料配付]

○委員長 意見書案は皆さん届きましたでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、一度しっかり目を通していただく意味で、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 23 分 休 憩

午後 2 時 25 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま精読していただきました意見書案の概要を事務局より朗読いたします。

○事務局 お配りいたしました意見書案の 2 枚目をごらんください。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

なお、意見書案の本文は、お配りいたしました別紙のとおりでございます。

この意見書案を地方自治法第99条の規定により江南市議会から、裏面にございますとおり、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てに提出するものでございます。

以上です。

○委員長 今、朗読をいたしました。また、皆さんに精読していただきました請願第 8 号の採択に伴う意見書案について、御意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。

この意見書案について、反対の方も見えますか。意見を言っていたかないとわからないんですけど。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 26 分 休 憩

午後 2 時 27 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

請願第 8 号の意見書案を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数であります。原案のとおり可決いたしました。

---

請願第9号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書

請願第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

請願第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

○委員長 続いて、請願第9号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書についてを議題とします。

関連がありますので、請願第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書及び請願第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書を一括審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、請願第9号、請願第10号及び請願第11号を一括して審査いたします。

請願文書は事前に議場で送付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略をし、請願文書表と請願事項のみ事務局から朗読をいたします。

○事務局 それでは、請願文書表をごらんください。

請願第9号、平成28年8月31日受け付け。

私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書でございます。

請願者は、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

紹介議員は、牧野圭佑議員、河合正猛議員、古田みちよ議員、東 義喜議

員、山 登志浩議員、藤岡和俊議員です。

続いて、別紙2の請願文書をごらんください。

請願趣旨の朗読は省略させていただきますので、裏面後段の請願事項をごらんください。

請願事項。

平成29年度予算において、「教育の機会均等」の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください。

恐れ入りますが、請願文書表へお戻りください。

請願第10号、平成28年8月31日受け付け。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。

請願者は、名古屋市東区筒井二丁目10番16号 土居 修。

紹介議員は、牧野圭佑議員、河合正猛議員、古田みちよ議員、東 義喜議員、山 登志浩議員、藤岡和俊議員です。

続いて、別紙3の請願文書をごらんください。

請願趣旨の朗読は省略させていただきますので、裏面後段の請願事項をごらんください。

請願事項。

県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

「父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置がなされる『国基準単価』を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。」

何度も恐れ入りますが、改めて請願文書表へお戻りください。

請願第11号、平成28年8月31日受け付け。

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。

請願者は、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

紹介議員は、牧野圭佑議員、河合正猛議員、古田みちよ議員、東 義喜議員、山 登志浩議員、藤岡和俊議員です。

続いて、別紙4の請願文書をごらんください。

請願趣旨の朗読は省略させていただきますので、裏面後段の請願事項をごらんください。

請願事項。

国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

①父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること。

②国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。

以上でございます。

○委員長　それでは、これから審査を行います。御意見はありませんか。

ちょっと参考のために、当局、答えていただけるようだったらお願いしたいんですけど、江南市の私学助成については現行どうなっておりますか。

○教育課長兼少年センター所長　年額1万円でございます。

○委員長　所得制限は。

○教育課長兼少年センター所長　所得制限もでございます。少しお待ちください。

ちょっと複雑になってございますが、高校3年生と高校1年生とでちょっと違ってありますが、平成26年度以降にまず入学された方の対象というのが、生活保護世帯、市民税所得割額が非課税または市民税所得割額が16万3,500円未満の世帯、これが平成26年度以降に入学された方で、平成25年度以前に入学された方に関しましては、先ほどと途中まで同じですが、生活保護世帯、所得割が非課税または市民税所得割額が13万6,500円に16歳未満の扶養親族の人数掛ける1万9,800円を足した額と、16歳以上19歳未満の扶養親族の数、人数掛ける7,200円の数に足した額……。

○委員長　実質的にはこれからですから、平成26年以降ということで見ればいいかと思います。

○教育課長兼少年センター所長　そうですね。ということであれば、最初に申しました市民税所得割額が16万3,500円未満。

○委員長　それで、現在何人ぐらい受けてみえるかわかりますか。

○教育課長兼少年センター所長　平成28年度はまだこれからでございますが、

平成27年度決算でいいますと、401人の該当者がございました。

○委員長 何人通っているかはわかんないよね。

○教育課長兼少年センター所長 何人通っているかまではちょっとわかりませんが、申請自体は459人ありまして、該当したのが401人ということでございました。

○委員長 というのが請願第9号に関する具体的な江南市の実情ですね。これを引き上げてくださいという請願趣旨であります。

それでは、それぞれまた御意見を伺うということになっておりますので、今度は、じゃあ東猴さんのほうからお願いします。

○東猴委員 本来、私立というのは、よりよい教育を自分の子供たちに受けさせたいので、少しでも多くのお金を払って入学させようという親御さんも多くて、例えば慶應幼稚舎に受かってお金が高いと文句を言う人はいないと思いますが、江南クラブとしては賛成しておりますので、賛成させていただきます。

○中野委員 3人に1人は今、私学に通う生徒さんがお見えになり、今、公立の受け皿的な状況もあります。金銭的に学校をやめなきゃいけないという生徒さんも中にはお見えになるというふうにお聞きしておりますので、この格差を埋めるという意味でも、この請願については賛成しております。

○伊藤委員 私もこの請願の趣旨には、いろいろ書いてございますけど、全くそのとおりであると思っております。授業料につきましては、昨今の不況も重なって、経済的な理由で退学したり、また授業料を滞納する生徒が急増していると言われていたところがございます。私学を選びたくても選ぶことができない、こうした生徒の数がますます広がっているとのことがございます。

○委員長 公立を選びたくても選べない。今、私学を選ぶと。いいんですか。

○伊藤委員 私学を選ばざるを得ないということです。そうした生徒の数がふえているということで。こうした状況のもとでは、公立高校と私立高校の学費の格差が学校を選択するところの障害となっております。憲法の先ほど申しました第26条の総合的解釈からも、全ての国民は能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると定めております。こうした教育の機会均等、ある

いは教育の公平性が現在は著しく損なわれていると考えるところでございます。したがって、これらの請願について賛成でございます。

- 野下委員　この請願書は、昨年度も同様な内容だと思いますが提出されております。今年度、再度提出されたということは、その改善がなかなか進んでいないと、そのあらわれではないかと思っております。ですので、この趣旨から、ほかの委員さんがおっしゃったような形ですけど、少しでも教育、高等教育を受けられるお子さんの支援をしていくという思いだと思いますので、その点で賛成させていただきます。
- 古池委員　高校の場合、愛知県の場合は公立高校が非常に多いというか、たくさんあるわけでごさいます、ある割には受験しても公立高校へ行けないというところがある、そのために私学へ行くという傾向にあるのではないかと思います。一部優秀といえますか、私学を目指して行く生徒もおりますが、そういう状況の中でありますので、私立高校へ行く生徒に対しては補助をするのが教育の機会均等ということから考えても必要であると思っておりますので、賛成でございます。以上です。
- 河合委員　私立と公立の学費の公費格差というのは歴然としてある中で、私は国と県に出すのは大賛成ですけれども、江南市は非常に財政が厳しい中で、今回、紹介議員ということでサインをしましたので反対はしませんけれども、なかなか難しいんですけれども、先ほど誰か言っておったように、やむを得ず私立しか行けない家庭というか、そういう方も見えるものですから、その辺のところは非常に難しいと思うんですけども、把握できれば一番いいんですけど、なかなか難しいなあと。それと年に1万円ということで、月にしたら860円か70円ですよ。本当にそれで役に立っておるのかなあという気もするんですけども、ないよしかはましになっておるかもしれんけれども、何年か前に一度廃止して、3年ぐらい前か、二、三年前にまた復活した経緯があるもので、すぐやめるわけにもいかんと思っておりますので、しばらくはこのままでいいんじゃないかなと。

〔発言する者あり〕

- 委員長　国や県に対する意見書という点ではしっかり出していくということと、あわせて今回市に対しても請願が出ました。今、皆さんの意見を聞く

と、全員が採択ということでもありますので、江南市に対しても現行の少しでも改善が図られるように、1万円が1万1,000円になるとか、あるいは所得制限が緩和されるとか、そういう方向で努力をしていっていただきたいということをお願いしていきたいと思います。

それでは、皆さんの意見が採択ということで一致をしております。  
暫時休憩いたします。

午後2時45分 休 憩

午後2時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、皆さんの意見、採択ということによって一つになっておりますので、簡易でいきたいと思います。一つ一つ行いますので、よろしく願いいたします。

請願第9号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書につきましては、各委員の御意見は採択とすることでした。本請願を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 請願は採択することに決しました。

続きまして、請願第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書について、各委員の皆さんの意見は採択ということでありました。本請願を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 本請願は採択することに決しました。

提出いたします意見書案につきましては、後ほどお配りをいたします。御意見を伺いますので、よろしく願いいたします。

請願第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書について、各委員の御意見は採択とすることでした。本請願を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 本請願は採択とすることに決しました。

請願書の採択に伴う意見書につきまして、請願第10号及び第11号の採択に伴い、意見書の協議をお願いいたします。

意見書案を配付いたします。

〔資料配付〕

○委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

そしたら、精読のため暫時休憩いたします。

午後 2 時48分 休 憩

午後 2 時54分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま精読していただきました意見書案の概要を事務局より朗読いたします。

○事務局 ただいまお配りいたしました初めに2の意見書案の1つ目でございます。1枚はねていただきまして、2枚目をごらんください。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

なお、意見書の本文は、お配りいたしました別紙のとおりでございます。

この意見書案を地方自治法第99条の規定により江南市議会から、裏面でございますとおり、愛知県知事宛てに提出するものでございます。

続きまして、お配りいたしました2つ目の意見書案でございます。1枚はねていただきまして、2枚目をごらんください。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

なお、意見書の本文は、お配りいたしました別紙のとおりでございます。

この意見書案を地方自治法第99条の規定により江南市議会から、裏面でございますとおり、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てに提出するものでございます。

以上でございます。

○委員長 それでは今、請願第10号と請願第11号に関する意見書案、精読をしていただきました。この内容について、何か訂正するとか、ちょっとおかしいところがあるとかなど、御意見がありましたらお願いいたします。

いいですか、このままで。

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見もないようですので、これを採決していきたいと思いますが、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 56 分 休 憩

午後 2 時 56 分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第10号に関する意見書案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

次に、請願第11号の意見書案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

ただいまお認めいただきました意見書案を議長に提出し、議会に提案、提出をしていきます。

提案理由も最初の表、かがみのところに載っておりますけれども、この案でよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 特に御意見がなければ、このままでいきたいと思えます。

この意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出をしていきますので、よろしく願いいたします。

これで当委員会に付託をされました議案については全て終了いたしました。

委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたくと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 ありがとうございます。それでは、そうさせていただきます。

続きまして、行政視察についてを議題といたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 59 分 休 憩

○委員長 それでは、再開をいたします。

---

### 行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

皆さんのお手元に行政視察案があると思います。それをごらんいただきたいと思います。

去る 6 月の委員会において皆さんから御意見を頂戴した後、正・副委員長に一任をさせていただいておりましたが、検討の結果、報告をさせていただきます。

まず、日程につきましては 10 月 24 日から 26 日までの 2 泊 3 日であります。

視察先と調査内容につきましては、10 月 24 日午後、山口県周南市をコミュニティ・スクール推進事業について視察をいたします。

10 月 25 日は兵庫県伊丹市で、これも午後になりますけれども、いたみ健康づくり大作戦について、3 日目、最終日でありますけれども、10 月 26 日水曜日、これは午前中、兵庫県加古川市の体育館の施設管理と、あと読んでいただくと、加古川市スポーツ振興基本計画が非常にきちんとしたものができているようでありますので、これもあわせて視察できればというふうに思っております。それぞれ調査をしていきたいということで、このような内容で進めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、24 日、25 日、26 日の 3 日間となりますけれども、よろしく願いをいたします。

細かい資料につきましては、また来月の中旬までに事務局から皆さんのところへ届けるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

### 常任委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましても6月の委員会で議題とし、御意見、御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりましたが、皆さんから直接出てきておりません。

それで、何か御意見、あるいは要望などありましたら、お願いをしたいと思いますのですが、何かございますでしょうか。

私のほうで腹案がありまして、1つは、先日一宮市で講演会があったのが中日新聞の記事に載っていきまして、事務局のほうで調べてもらったんですけど、認知症の予防ということで、一宮市で行われたのは「わかってちょうよ認知症」ということで、認知症と介護家族の気持ちを知ろうということで、講師が柳川まどかさんという医学博士で、名古屋大学大学院医学系研究科地域在宅医療学・老年科学助教、あと認知症専門医という、そういうような肩書のある方で、認知症の予防には運動が一番大事というような指摘がされているということで、認知症予防ということのテーマ。

それからもう1人は、子どもの貧困というようなことから、みずからもスクールソーシャルワーカーなんですけれども、日本福祉大学の教授で野尻紀恵さんという、これも女性の方でありますけれども、こういう方がどうかなのというようなことで、今、ちょっとピックアップしているところなんですけど、どんなものでしょうか。例えば認知症のほうを聞きたいとか、スクールソーシャルワーカー、いわゆる子どもの貧困とか、そういう問題のテーマがいいなということとか、それ以外のテーマでどうだというようなことで、皆さんから御意見をお聞かせいただきたいと思いますんですが、どうでしょうか。

○野下委員　　今の委員長さんのお話の中で、一宮市の例えば認知症とかいう形の方は、来ていただいたとして、この意見交換会でそういうお話をしていただくという。

○委員長　　意見交換会ではなくて、常任委員会の研修会。

○野下委員　　研修会の話ね。

○委員長　　ここでいつもやっている研修会。研修会をやるときでも、そのテーマに沿って外部にも呼びかけることはできると思いますけど。意見交換会とはちょっと違う。

○野下委員　　じゃないですね。わかりました。間違えました。

では続いて、認知症はこれからの大きなテーマだと思いますので、個人的には、そちらの方がもし可能であればと思います。

○委員長　　あとどうですか、皆さん。お任せでいい。

話をしてみて、来ていただける方が最大な問題なもんですから、まだ当たっていませんので、これから大体こういう候補で当たっていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

予算は5万円以内ですね。

開催の時期ですけど、11月に意見交換会があって12月議会ですので、また1月になっちゃいますかね。11月中にできるかどうかは、かなり難しいかな。いつごろがよろしいでしょうか。

年明けですね、どうしても。何とか早くやりたいと思うんですけど、なかなか難しいですね。

それでは、これから当たる講師の先生の都合もありますから、それによって日程が、この日、この日程ならいけますよという話になると急遽早くなるかもしれませんが、1月を目安にして調整していきたいと思います。

御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　よろしく申し上げます。そのようにさせていただきます。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続いて、意見交換会でありますけれども、6月の委員会で皆さんから御意見をいただいた結果、手元に行っていますかね。市民と議会との意見交換会について配付をいたしました。この内容について御確認をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

11月6日午後2時から午後4時、中央コミュニティ・センターということですよ。委員の皆さんについては午後1時には集まっていたということで、テーマは子育て支援について、介護保険・高齢者福祉について、図書館のあり方について、学校と地域の連携について、大体こういうことなんですけど、

テーマがたくさん過ぎる。

いいですかね。

〔挙手する者なし〕

○委員長 総務委員会は11月6日、うちと一緒にですね、午後、市民体育会館で。建設産業委員会は11月5日の午前、布袋ふれあい会館だそうです。

後の委員協議会のほうであるかもしれませんが、実はこの11月6日午前中、厚生文教委員の皆さんにお出ましいただかなきゃいけない行事が1つありまして、午前・午後と大変なんですけれど、この日程でいかせていただきます。

8020の授賞式がこの日、午前中にあるんだそうです。8020は厚生文教委員会の委員のメンバーだけの出席、来賓出席になりますので、詳しいことはまた後で連絡が来るかと思えますけど、午前それに出て、午後からこの意見交換会ということになりますので、よろしくをお願いします。

今後の予定で、当日の役割分担など、もう一度委員会なりやらないと難しいかと思えますので、また日程を、視察のときでは遅いね、もう少し早目に相談をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長 10月に入ってからということになるかと思えますので、よろしくお願いいたします。

では、この日程で進めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

大変、きのう、きょう2日間にわたって、熱心に長時間にわたって審議していただきまして、ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後3時21分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 森 ケイ子

厚生文教副委員長 東 猴 史 紘